

平成29年（ワ）第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇ほか607名

被告 長崎県外1名

平成29年8月31日

原告ら第3準備書面

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄  
外

第1 長崎県答弁書第2の6（4）ないし7（3）ウ（手続論）への反論

1. 甲D第1号証「石木川の河川開発調査に関する覚書」（以下、「本件覚書」という。）の法的効力について

（1）長崎県は、「本件覚書により、被告らが本件工事を着工できないという法的拘束力は無い。」と、何等の理由も述べずに本件覚書の法的拘束力を否定する。

（2）しかし、既に訴状においても述べた様に、先ず、日本国憲法は、多数決でも奪うことが出来ない少数者の個人の権利（基本的人権）の存在を認め、政治の決定過程においては、多数決でも奪うことが出来ない少数者の個人の権利を十全に保証する観点から、判断の前提として十分な資料と客観的に合理的な理由に基づき、議論を尽くさなければならないという、立憲民主主義の立場に基づいている。さらに、本件覚書は、以下述べる通り、地元住民の激しい反対運動の中、長崎県が石木ダム建設のため不可欠な予備調査を進めるために、少数者

としてダム建設の結果不利益を受けることとなる地元住民の調査に対する同意を得る目的で締結されたものである。

### (3) 本件覚書締結に至る経緯

1962年、長崎県は川棚町と地元住民に無断でダム建設を目的に湛水線の測量調査を始めた。しかし、地元住民は直ちに町に抗議し、調査は中止となった。

1971年12月、長崎県は川棚町に石木ダム建設のための予備調査を依頼した。川棚町と長崎県による地元住民への説明会が数回開かれた。しかし、「ダム建設につながる予備調査」には反対という意見が多く、物別れに終わった。ところが、「予備調査はあくまで調査であってダム建設にはつながらない」「地元の詳細なしではダムはできない」と、当時の町長が土下座して「予備調査だけでもさせてください」と地元住民に求めた。

1972年7月29日、当時の長老達が話し合い、予備調査に関する覚書が交換された。

この時の覚書には、長崎県と川棚町との二通があり、長崎県と地元住民の覚書第四条は、長崎県が調査の結果、建設の必要が生じたときは、改めて三部落と協議の上、書面による同意を受けた後、着手するのとする、とある。また、川棚町と地元住民との覚書の第一条は、石木川の河川踏査に関して三部落と長崎県との間に取り交わされた覚書は、あくまで地元住民の理解の上に作業が進められることを基調にするものであるから、もし、長崎県が覚書の精神に反し独断専行或いは強制執行等の行為に出た場合は、川棚町竹村寅次郎は総力を挙げて反対し作業を阻止する行動を約束する、とあった。

本件覚書に基づき地元住民は予備調査に同意し、長崎県は、ようやく、10年間も進展が見られなかった石木ダム事業について、ダム建設予定地内十数カ所のボーリング調査、横坑調査、地震調査などを実施することができたのである。

(4) 本件覚書の法的効力

以上の様に、本件覚書は、地元住民の激しい反対運動の中、長崎県が石木ダム建設のための予備調査を進めるためには地元住民の調査に対する同意が不可欠であることを認めた上で、地元住民の調査に対する同意を得る目的で締結されたものである。そして、本件覚書の合意文言は一義的であり、且つ、努力文言にもなっていないことから、法的拘束力をもった義務的な手続条項として定められたことが客観的に明らかであるし、これが合意当事者の合理的意思解釈である。

とするならば、本件覚書は、合意の効力ないし信義則として、当事者間の法律関係を法的に拘束する効力があると考えらるべきである。したがって、本件覚書に基づき、長崎県が石木ダム事業を実施する場合には、川原郷、岩屋郷及び木場郷の全員の地権者の書面による同意を得て行わなければならない。少なくとも、その為の十分な尽力をしなければならないのである。

(5) よって、その様な同意及び努力を欠いている石木ダム事業は、当事者間の合意ないし信義則に違反する違法なものである。

(6) なお、長崎県は、「原告らは覚書の当事者ではない」とも主張する。

問題は、本件覚書における「総代」の法的効果すなわち合理的意思解釈はどのようなものであるべきか。思うに、本件覚書は、地元住民の激しい反対運動の中、長崎県が石木ダム建設のための予備調査を進めるためには地元住民の調査に対する同意が不可欠であることを認めたことから、締結されたものである。とすれば、「総代」とは、まず、本件覚書締結当時の地元住民各人を代表するとの意味を持つものと解すべきである。

しかし、地元住民には、転出する者もあれば、転入してくる者も当然に予定される。転出した者が、覚書の当事者の地位を失うことは当然である。他方、新たに転入してきた者にとっても、石木ダム建設は重大な問題であり調査に対する同意が不可欠であることは、容易に推認できることである。したがって、

「総代」の名の下に締結された本件覚書の当事者には、締結当時の地元住民のみならず、その後に転入してきた地元住民も当然に含まれるというべきである。

よって、長崎県による、地元住民である「原告らは覚書の当事者ではない」との主張は明らかに誤ったものである。

## 2. 立憲民主主義について

- (1) 長崎県は、「本件事業は、全て民主主義の根幹である国会によって立法された法律に基づき適法に行われており、本件事業が違憲となる余地は一切ない。」と反論する。
- (2) しかし、長崎県のこの反論は、多数決絶対という立法権絶対の観点に立つものでしかない。原告らのよって立つところの、多数決でも奪うことが出来ない少数者の個人の権利（基本的人権）の存在を認め、政治の決定過程においては、多数決でも奪うことが出来ない少数者の個人の権利を十全に保証するという日本国憲法の採用する立憲民主主義の観点から定められた裁判所の違憲審査権（憲法81条）を無視する傲慢も甚だしい論理であり、長崎県のこの反論は、絶対を取ることは出来ない。

以 上